

西浜川水系河川整備基本方針

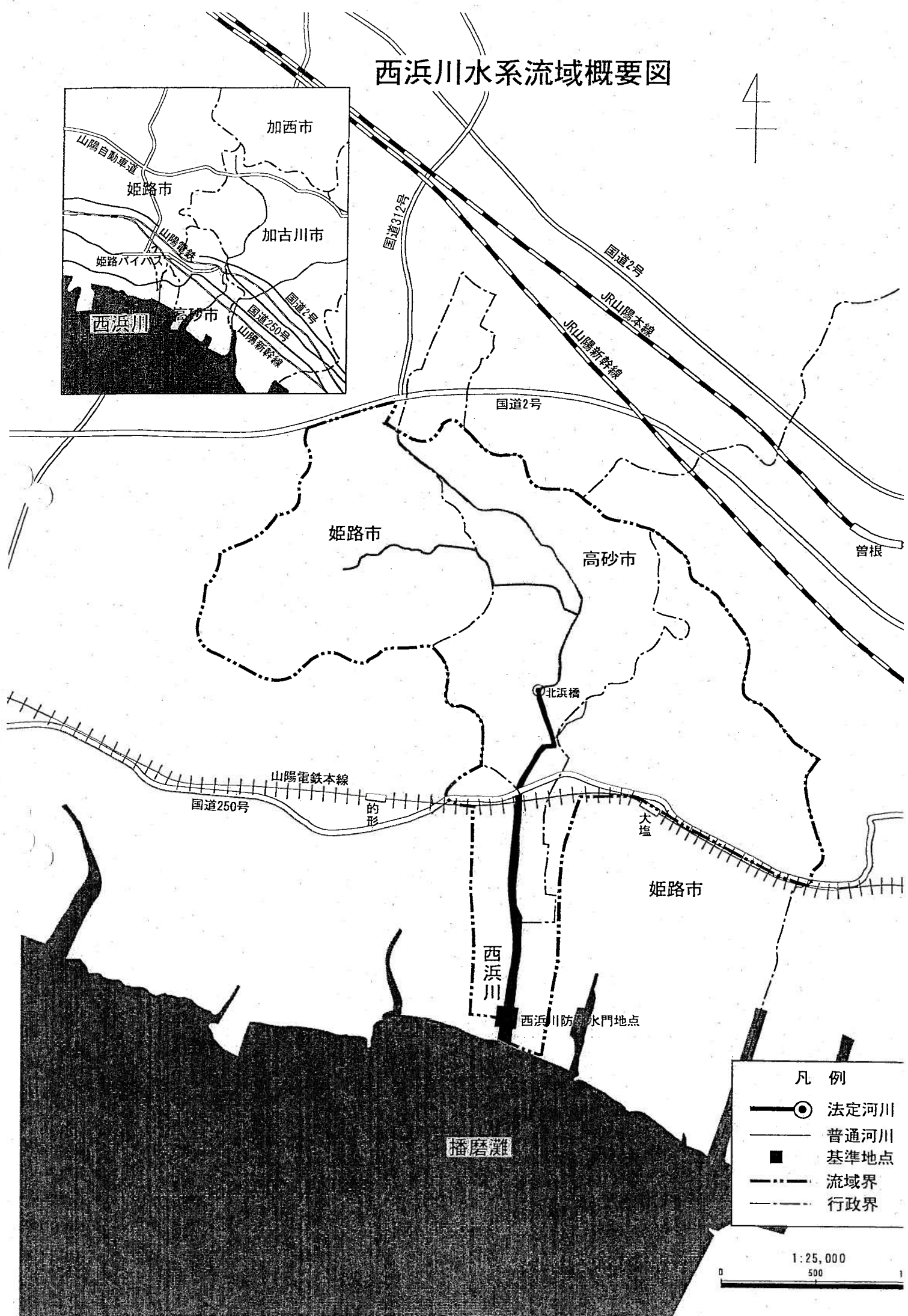
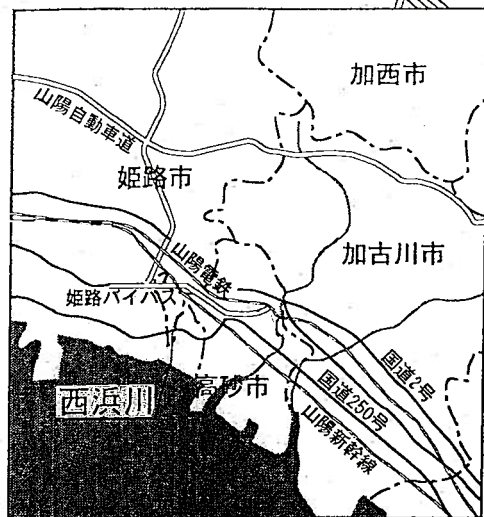
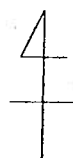
平成14年5月

兵 庫 県

目 次

1. 西浜川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	2
2. 河川整備の基本となるべき事項	3
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	3
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	3
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	3
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	3

西浜川水系流域概要図



凡 例	
	法定河川
	普通河川
	基準地点
	流域界
	行政界

1:25,000
0 500 1

1. 西浜川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

西浜川は兵庫県南西部の姫路市と高砂市の市境に位置し、流域北西部の標高100m程度の丘陵地から谷底平野、デルタ域をぬけ、国道250号、山陽電鉄をくぐり、広大な埋立地を流れ播磨灘に注ぐ流域面積約4.7km²、法定河川延長 1,941mの二級河川である。

流域内の地形は、上流流域界に流域の約40%を占める丘陵地が広がり、残り約60%が平坦地である。平坦地は、丘陵地に囲まれた谷底平野、その下流に広がるデルタ域、山陽電鉄より下流の埋立地から構成されている。

谷底平野部は主に水田、デルタ域は市街地という土地利用状況である。下流の埋立地は、昭和40年代まで塩田として利用されていたところであり、播磨地方拠点都市地域基本計画において大塩的形臨海部開発地区まとがたに位置付けられているが、現在、計画の見直しに向けた調整が行われているところである。

気候は、瀬戸内型気候区に属し、年平均気温15.3℃、年間平均降水量1,256mm(平成元年～平成10年 姫路測候所)と温暖で雨が少ない。

西浜川流域は住宅地の地盤が低い^{ため}低地浸水の被害を受けやすく、昭和51年9月(台風17号)の集中豪雨によって大きな被害を受けた。これを契機に、昭和51年度から河川改修及び高潮対策を始めた。しかし、平成2年9月(台風19号)の集中豪雨でも被害を受け、さらに対策を進めているところである。

流域の植生は、上流域の丘陵地においてアカマツやコナラ林などが多くみられ、一部、竹林などが存在している。

一方、法定河川区間は全てコンクリート護岸でおおわれた感潮域の河川であり、河道内に植生は見られない。山陽電鉄から上流の河岸沿いでは部分的に植樹や遊歩道整備が行われている。山陽電鉄から下流の塩田跡地には多くの裸地があり、河岸沿いではヨシや県花ノジギクがみられる。

水質については水質汚濁に係る環境基準の類型指定はされていない。下流部において平成7年～13年に測定されたBOD値の平均は、3.9mg/ℓである。

法定河川区間における利水は行われておらず、流域内の農業用水は流域上流のため池から供給されている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

西浜川においては、河川の現状、水害発生の状況、河川利用、河川環境、さらに流域の状況、姫路市及び高砂市の総合計画等を考慮し、総合的な保全と利用を図ることを基本方針とする。

災害の発生防止または軽減に関しては、既往降雨を考慮して定めた計画流量を河道により安全に流下させるとともに、高潮を防御し、沿川の家屋や資産等を浸水被害から守ることを目標として河川の整備を行う。

さらに、計画規模以上の洪水に対応するために、浸水想定区域図の整備を行うなど、地域防災活動の支援を行う。また、流域が小さく上流の土地利用の変化が下流への流出に影響しやすいことから、その保水機能の維持についても関係機関と連携を図る。

河川環境に関しては、上流部においては既成市街地内の貴重な水辺として人々が自然とふれあい、憩うことができる環境、下流部では今後形成される周辺の土地利用と調和する環境を、創出、保全する。特に、法定河川区間全てが感潮域であり播磨灘の環境と密接な関わりを持つため、海域との連続性の観点から、良好な動植物の生育環境、水質の確保に努める。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、適切に行う。

河川水の利用に関しては、新たな水需要が生じた場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、基準地点である河口から0.2km付近の西浜川防潮水門地点において75m³/sとし、その全てを河道に配分するものとする。

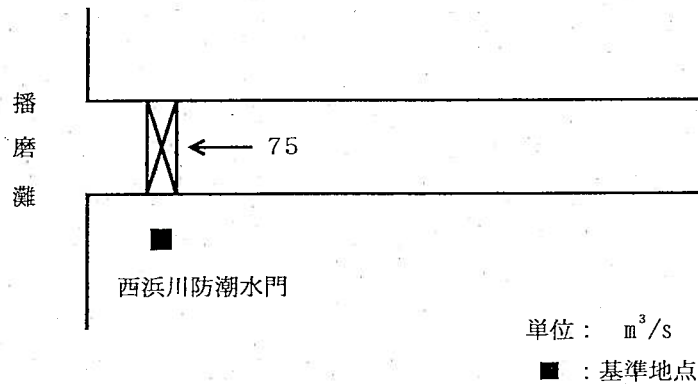
基本高水のピーク流量等一覧表

(単位：m³/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
西浜川	西浜川防潮水門	75	0	75

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、西浜川防潮水門地点において75m³/sとする。



西浜川計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

西浜川の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (m)	川幅 (m)
西浜川	西浜川防潮水門	0.2	T. P. +1.50	27

(注) T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、今後流況等の河川状況の把握を行い、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況などの観点から調査検討を行った上で決定し、その確保に努めるものとする。